○外務省令第九号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

外務大臣　林　芳正

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

110号	111号	112号	113号	114号
円 166,700	円 155,700	円 144,700	円 133,700	円 122,700

改正前

26号	27号	28号	29号	30号
円 210,700	円 188,700	円 166,700	円 144,700	円 122,700
ギリシャ ポーランド				